日本国山梨県議会・インド共和国ウッタル・プラデーシュ州議会
友好交流に関わる覚書

日本国山梨県議会と**インド共和国ウッタル・プラデーシュ州議会**（以下「両議会」という。）は、山梨県とウッタル・プラデーシュ州との互恵的な関係の構築に向け、**2024 年 12 月 23 日**に両県州間で締結された基本合意書の趣旨を尊重するとともに、その実現を支援し、両議会の緊密な友好関係の発展を推進する。

第１条：友好交流及び相互信頼
両議会は、相互理解及び信頼関係の深化を図るため、議会間の相互訪問、情報交換その他の交流活動を通じて友好交流の発展に努めるものとする。

第２条：協力及び発展の分野
両議会は、山梨県及びウッタル・プラデーシュ州が推進する経済、観光、農業、教育、人材育成その他双方が関心を有する分野における交流及び協力の促進を支援し、交流事業及び協力プロジェクトの発展に向けて必要な協力に努めるものとする。

第３条：相互繁栄の原則
両議会は、以上の趣旨に基づき、相互の発展と繁栄に寄与することを目的として、本覚書を締結する。

第４条：法的性質
本覚書は、両議会の友好交流及び協力に関する意思を確認するものであり、法的拘束力を有するものではない。

第５条：言語及び正文
本覚書は、英語により 2 通作成し、両議会がそれぞれ 1 通を保有する。

第６条：発効日及び有効期間
本覚書は、両議会議長の署名の日から効力を生じ、両議会の友好と協力の証とする。

日付：2026 年 8 月 21 日

日本国
山梨県議会

署名

宮本秀憲
山梨県議会議長

インド共和国
ウッタル・プラデーシュ州議会

署名

サティス・マハナ
ウッタル・プラデーシュ州議会議長